

令和5年第6回国分寺市農業委員会総会議事録

令和5年6月15日(木)午後1時30分

第6回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所プレハブ会議室第3に召集する。

出席委員 (13名)	1番 笛田 弥生	2番 永澤 悟	3番 濱野 周泰	4番 尾又 守
欠席委員 (2名)	5番 清水 幸雄	6番 齋藤 利一	7番 本多 佳郎	8番 鈴木 正治
	9番 鈴木 吉弘	10番 篠宮 重彰	11番 内藤 孝雄	12番 栗原 啓輔
	13番 本橋 裕司	欠14番 田中 豊	欠15番 鈴木 弘子	
事務局 出席職員	事務局長 飯塚 達儀 係長 榎本 紘幸 係 有田 元之			

< 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 議案審議

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

日程第3 その他

会長が欠席のため、国分寺市農業委員会総会会議規則第16条の規定に基づき、齋藤会長職務代理が総会の議長として進行を行った。

議長（齋藤利一）は令和5年第6回国分寺市農業委員会総会の開会を宣言した。

○ 日程第1 開会と署名委員指名

議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。

7番 本多委員 8番 鈴木正治委員

○ 日程第2 議案審議

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第1号を議題とすることを告げ、事務局に説明後、現地調査報告を鈴木正治委員・篠宮委員に求めた。

事務局 前回総会后に代理人へ審議結果を報告したところ、本人に伝える際に、農業委員会から直接伝えてもらうこと、また、代理人（JA）も同席し、情報に齟齬が出ないようにしてもらいたいとの要望があった。5月23日に、申請人御子息・代理人・田中会長・事務局にて協議の場を設け、資料のとおり①6/15の農業委員会総会への出席、②6月9日（金）の現地調査までに農地の改善、③改善する具体的な内容として『「ほ場の利用計画図・作付け計画書」のとおり

改善するとともに、伐採・伐根した木々を適切に処分し、適正な農地管理がされていること、また、竹の根の除去にあたっては、隣接する万年堀に支障をきたすことのないよう注意を払った上で、適切な時期までに処理すること』をお伝えした。

一日でも早い改善のため、正式な場とは別に、5月20日、田中会長・齋藤職務代理から申請人御子息へ直接、協議結果をお伝えした。

その後、業者が入り、5月末には概ね、農地の伐採・伐根、放置された木々の処分は終了（南側の竹の伐根を除く）したことを確認している。伐採・伐根・植え付けを業者が行うことについて、本人に対して、自ら現場に立って指導する旨を伝えていたが、農業委員会としては業者と一緒に立ち会っている場面を確認する事ができなかった。

本人が農地で作業していることを確認したのは、6月7日の他農地の現地調査の際であり、耕運作業中と見られる状況であった。

後ほど、申請人御子息に会場へ来ていただく予定である。以上のことを踏まえ、審議願いたい。

鈴木正治委員

議案1号1番について、6月9日に田中会長、齋藤職務代理、篠宮委員、私と事務局で現地調査を実施した。当該農地に関しては、ほ場利用計画図と照らし合わせて確認を行い、計画どおりに植わっていないものが見受けられたものの、指導していた伐採・伐根後の木の根等、農地に相応しくないものは除去され、新しく営農していくには作業しやすく、この状態であれば問題ないと考える。

篠宮委員

鈴木正治委員の報告のとおり、農地は概ね改善されていた。时期的に仕方がないが、除草剤をまいているようであったが、既に下草が繁茂し始めていたこと、また、近所の鉢植えのゴミが捨てられていたことから、申請人御子息に対して、とにかく畑へ出て、適正に肥培管理を行っていけば、ゴミも捨てられることが少なくなり、農地の異変にすぐに気付くこともできると伝えた。最初と比べ、農地もきれいになり、現地を確認する限り、問題ないと考える。

議長

私も現地調査を行ったが、想像以上にきれいになっていた。南側の農地は、竹の伐根に係る搬入・搬出を想定していることから、植栽しておらず、伐根作業が終わり次第、計画どおり苗木を植えることを確認した。

また、直接見た訳ではなく、聞いた話ではあるが、依頼業者が農地に入る際には、申請人御子息が立会い、職人に指示をしたり、一緒に木の根を拾ったりしていたと聞いた。全体的に改善が見受けられ、農地自体は問題ないと考える。

現地調査報告は以上であるが、申請人御子息に対する質疑応答の前に、現状を確認したいと考える。

農地については、ほ場の利用計画図・作付け計画書が提出され、竹の伐根が終わっていない部分等、完全ではないが、営農していくためのスタート地点としては問題ないと認識している。

主に問題となっているのは、本人の意思（やる気）であり、納税

猶予制度を受けるのであれば、終生営農を確約し、今後も農業経営を本人が責任を持って行っていく必要がある。農業委員会や税務署の審査を通過することがゴールではなく、終生であり、3年毎の調査は当然のこと、毎年の利用状況調査で指摘をもらうようでは困るため、この後の質疑応答で本人の意思を見極めるため、各委員から忌憚のない意見と質問をぶつけてほしい。ただし、本人に質問するにあたり、農業委員会として、必ず聞いておきたい内容を、私から代表して質問する。それ以外に、質問があれば、委員から質問してもらいたい。

永澤委員 資料を確認すると、農地は非常にきれいになっている。だからこそ思うのが、なぜもっと早く行わなかったのかという点である。代理人も知識があるのだから道を示すべきであり、早くからできることがあったと考える。

確認したいことは、この農地が面している道路は、南北の道路に繋がっているのか、もしくは袋地になっているのか。もし袋地で、他人の土地が入り組んだりして、通行が困難ということであれば、耕作放棄地になってしまうことを懸念している。その辺りの権利関係等、把握している情報があれば知っておきたい。

議長 袋地ではなく、南北に通行できる道になっている。

事務局 農地に隣接する道は、一見道路に見えるが、市は道路認定しておらず、正式な公衆用道路ではないことを確認している。

議長 農地が接道していないとしても、農作業上、通行するには支障がないため、営農には問題ない。

濱野委員 現在、植栽されている苗木の販路はあるのか。販路がないと、そのまま成長し、藪になってしまわないか懸念している。

議長 販路については、後ほどの質疑で確認したい。現地調査の際に植わっている苗木を確認したが、非常に小さい。管理方法にもよるが、ある程度の大きさに成長するまで2～3年先になるため、その間に販路について検討するよう伝えればよいと考える。

内藤委員 長年、農業委員会として指導してきた農地が、ここまで改善されたことは評価できる。本人は農業経験が浅いということであるから、農業委員として、また、同じ農家の仲間として育成する必要がある。孤立しないように気を配り、時にはJAにも協力いただき、農業のことだけでなく、その他のことも話せる関係性を築く必要がある。せっかくここまで来たのだから、これからも継続的に手を差し伸べる必要がある。

事務局 本人を呼ぶ前に、現状を整理しておきたい。農地の現状については、資料でお伝えしているとおり、過去の農業委員をはじめ、現農業委員の指導に基づき、他の農地と比べても、きれいな状態になった。今回の事案で委員が一番懸念しているのは、本人の営農に対する意思であるかと思う。先ほど議長から話があったとおり、申請人御子息から話を伺う前に、農業委員会として必ず聞いておきたいこととして、①今後の営農計画、②未作付け農地の今後のスケジュール、③終生営農していく意思確認、④申請者自身で肥培管理を行

い、農産物の生産をしていくことについての考え、以上の4点を議長から質問し、確認した後に、濱野委員から質問があった販路について等、その他、本人の意思確認に重きを置いて、意見・質問を投げかけていただきたい。

《申請人御子息が入室》

議長 これから申請人による相続税の納税猶予に関する適格者証明についての説明と質疑応答を始める。早速だが、私から質問をさせていただく。技術的な質問をするつもりはなく、御自身の考えを、丁寧に説明いただければ良いと考えている。

一つ目の質問として、今後の営農計画を教えてほしい。

申請人御子息 当該申請農地は、相続時の農地の状態が悪かったため、南側農地の一部に、竹の根が残っていることを除き、概ね伐採・伐根を行い、ほ場利用計画図のとおり苗木を植栽済みである。北側農地の中の南側道路際に、一部伐採後の根が残っているが、これは伐根することで近隣の塀に影響を及ぼす可能性があるため、根に除草剤を浸透させ、十分に腐らせた後、処分する予定である。

植栽した品種は北側からシダレモミジ、ハナミズキ、ザイフリボク、シマトネリコである。現在、植栽されている苗木の間隔が狭く植わっている理由は、空けてある農地をトラクターで耕運しやすくしていること、また、消毒のしやすさであり、苗木が成長するに伴い、間隔を広げて植え直す予定である。

除草は月1回で、様子を見ながら増やす予定であるが、農業委員から品種によっては月に2回やった方がいいとアドバイスを受けたので、可能であればそのようにしたい。また、私ができない範囲は、親戚に助力を求める予定である。

議長 承知した。委員からの質問・意見は最後にまとめて行うとする。2つ目の質問であるが、南側の未作付け農地の今後の具体的なスケジュールを教えてほしい。あまり先延ばしになると、小さな苗木を植えても、寒さに負けてしまうことを懸念する。そのあたり、どのように考えているのか伺いたい。

申請人御子息 伐根・伐採を依頼した業者には、無理を言って6月9日まで、作業を優先してもらったため、業者も他の請け負った依頼をこなした後、当該農地南側の竹の伐根・処分をしてもらう約束をしている。ただし、他の依頼の合間を縫って、作業してもらえるとこのことで、今日も伐根作業に入ってもらっていることを確認している。具体的には9月末までに植え付けまで完了したいため、どうにか作業を終わらせてもらえるようお願いしている。

議長 9月末までには更地になっているということか。

申請人御子息 9月末までには植え付けまで終わらせる予定である。

議長 遅くとも、10月10日頃までには植え付けを完了しておいた方が良くと思われる。

申請人御子息 現在、植え付けを予定しているのはシダレモミジだが、親戚に相

談しながら、その時に一番売れそうな品種を植える予定である。

議長 3つ目の質問であるが、生涯にわたって農業経営を行っていく意思について伺いたい。

申請人御子息 今回、母が相続したが、農業では私が主となって従事し、適切に肥培管理して、農地を維持していく。

議長 今回の申請は納税猶予の適用を受ける内容である。一度受ければ、3年毎の調査もあり、終生に渡って営農することになるが、その意思はあると受け取って良いか。

申請人御子息 はい。

議長 私からは最後の質問だが、自身で農作物の肥培管理を行い、農作物の生産をしていくことについての考えを教えてください。

申請人御子息 基本的には自分で肥培管理を行っていく。営農していく中で無理が生じた場合は、外部に依頼して、維持管理していく予定である。販売先については、市場ではなく、親戚に植木を販売する予定である。しかし、まずは売れる植木を作ることが大事だと考えている。また、納税猶予と生産緑地の制度を利用しないと、都市で農地を維持していくことは困難であると考えてるので、周りに認められるような肥培管理を続けていく予定である。それができなかった場合、期限の確定により、利子税を付して、多額の税金を納めることになること、また、納税猶予制度を受けることを認めていただく農業委員会に対して迷惑がかかること、そして、納税猶予制度自体にも悪影響があることを理解している。適切な肥培管理が難しくなったら、農地が荒れる前に、農業委員へ相談する。

議長 承知した。以上の4つの質問を踏まえ、意見・質問はあるか。

内藤委員 以前の状況と比べ、本日まで改善するのに大変な苦労があったと思う。改善するまでに色々な方へ相談したと思うが、どこまでも自分の意思が大切であり、自ら生産と販売のバランスを取りながら営農していくことが大切であると私は考えている。自分でできないと思ったら、外部に依頼することも一つの選択肢である。その際には、どこへ依頼することを考えているか。

申請人御子息 基本的には自分でやろうと考えているが、自分一人では難しい時に、親戚の植木販売業者や、現在の伐採・伐根を依頼している造園業者にお願いすることになると思う。

内藤委員 自分でやるとなると、機械を揃えないと難しいと思うが、機械はあるのか。

申請人御子息 トラクター・ユンボを数年前に買い替えたばかりである。粉碎機も小さなものはあるので、枝などはそれで処理しようと考えている。

内藤委員 これから長く農業をしていくと、近隣の方と調和しながら営農していく必要がある。私自身も経験しているが、農薬の作業一つでも、市民からは厳しい目で見られており、苦情が来た時に、細やかな配慮が必要になる。今のところ、親戚の方からアドバイスがあり、心強いと思うが、近隣への配慮を忘れないよう営農して行ってほしい。植木の生産を主にしていくようだが、他に何かやっていく

計画はあるのか。

申請人御子息

しばらくは、植木の栽培のみで余裕がないと考える。まずは植木がうまくいってから他のことを検討する。

鈴木吉弘委員

私も農業を始めて10年強で、分からないことばかりからスタートした。親戚には植木に精通した方がおられるようだし、この農業委員会には植木組合や造園組合の方もいる。農業委員会、あるいはJ Aを通じて、分からないことは聞いてほしい。分からなくて当然であり、自分一人で抱え込まず、どんどん周りに頼って、農業をやってほしい。

本橋委員

現在、農業以外はされているのか。

申請人御子息

アパート経営がある程度である。

本橋委員

そうすると、畑に出る時間には余裕があるように感じる。今まで、どのような農業をされてきたのか。数年前にトラクター・コンボを買い替えたと言っていたが、一年前の写真を見る限り、非常に農地が荒れている。私たち同じ農業者からしたら、あり得ない管理である。毎日1時間でも2時間でも、畑に出て管理してもらいたい。次に見回りに行くのは9月～10月であるが、毎日畑に出てもらわないと、以前の状態にすぐ戻ってしまう。同じ農業者として、頑張って農業をしていただきたいと思うので、まずは畑に毎日出て作業をしてほしい。

議 長

他に意見等なければ、最後に私から話をさせていただきたい。先ほどの説明の中で、消毒は月に1回、できれば2回したいという話があったが、苗木の生産・管理は想像以上に手間がかかる。特に今の梅雨の間では、下草もすぐに繁茂する。毎日畑に出て、状況を見て、臨機応変に管理をしていただきたい。

また、相続税納税猶予制度は御理解いただいていると思うが、我々農家にとっては、大変ありがたい制度である。厳しい・大変な制度だと言う方もいるが、我々の仕事は農業であり、仕事場は畑である。毎日畑に出て、適切な肥培管理をしていれば、納税猶予を受けている農地であっても大変ではないと思っている。そして、毎日畑に出ていれば、農業委員会の調査や、3年毎の調査でも、指摘を受けることはないとも考える。それが、我々農家の義務であり、仕事だと誇りを持ってやっている。他の農家に迷惑をかけないように、納税猶予制度を守れるように考えながらやっている。申請人御子息も十分に理解していると思うが、これからも忘れないでほしい。相続時の農地の状態が悪く、どこから手を付けて良いか分からない状況だったと思うが、今は農作業がしやすくなった。今後、早め早めに作業していけば、骨の折れる作業にはならないと思う。これから、一緒に納税猶予制度を守ってほしい。

ここで申請人による相続税の納税猶予に関する適格者証明についての説明と質疑応答を終了する。

《申請人御子息退室》

議長 ただいまの申請人御子息からの説明等を聞いて、意見等はあるか。なければ、本議案について、採決を取る。

各委員の確認することに異議がないので、議案第1号について全員一致で承認とする。

鈴木吉弘委員

今回のように申請人に総会の場に出席してもらい、説明してもらうことについて、農地の管理状態に疑義が生じる場合には、積極的に実施してもいいのではないか。今回を前例として、次につなげて行ければと考える。

議長 今後、次期農業委員に引継ぎ、検討していきたい。

事務局 来月、委員が改選となるが、今回の経過を踏まえ、同じ地区に次期農業委員がいる場合には、内容を引継ぐようお願いしたい。また、本日、審議した申請人を農地で見掛けた際には、農業委員を退任された後でも、声掛けしていただき、一日でも長く農業を続けられるように気にかけてもらえれば幸いである。

○ 日程第3 その他

議長 令和5年第7回農業委員会総会は、6月20日(火)午前9時30分より、国分寺市役所プレハブ会議室第3にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月15日
国分寺市農業委員会
会長職務代理 齋藤 利一

署名委員

署名委員